

Managed Security Service 利用特則

第1条（定義）

この「Managed Security Service 利用特則」（以下「本特則」といいます。）において使用する用語の意義は、「CloudFastener 利用規約」に定めるとおりとします。

第2条（目的）

本特則は、契約者からの委託により CSC が提供する本マネージド・セキュリティ・サービスの利用条件を定めることを目的とします。

第3条（協力・責任）

1. 契約者は、本マネージド・セキュリティ・サービスがあくまでも支援業務であり、本マネージド・セキュリティ・サービスの利用及び利用の結果について、契約者の一切の責任と裁量によって判断され、行われるものであることに同意します。
2. CSC による本マネージド・セキュリティ・サービスの円滑な実施のためには、契約者の有する知識・技術・情報等が重要であることに鑑み、契約者は、本仕様の策定若しくは変更又は未確定事項の確定に関する情報の提供、照会に対する回答及び会議への参加、その他 CSC が都度要請する本マネージド・セキュリティ・サービスの円滑な遂行に必要な作業について、迅速かつ的確な対応を行うものとし、契約者がかかる対応を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合、契約者は、これにより CSC に生じた損害を賠償するとともに、かかる遅延又は不実施若しくは不完全な実施に基づく本マネージド・セキュリティ・サービスの不履行、履行遅滞又は不完全履行について、何らの異議も述べないものとします。
3. 契約者は、契約者環境で生じた、又は生じたと疑われる事象若しくは不具合については、契約者の一切の責任において、調査、原因分析、対策の実施その他一切の対応を行うものとし、CSC の所有又は管理するシステム（以下「CSC 環境」といいます。）に影響を与えてはならないものとします。ただし、本マネージド・セキュリティ・サービスの範囲内に当該対応の一部又は全部が含まれる場合には、その範囲内においてのみ、CSC が当該対応を実施します。
4. 契約者は、CSC が提供する本マネージド・セキュリティ・サービス自体で障害又は不具合が生じ、又は生じたと疑われる事象が起きた場合は、CSC は、CSC の提供する本マネージド・セキュリティ・サービスとその他のシステムの障害の切り分けは行いますが、契約者環境その他 CSC が所有又は管理しない外部環境については、CSC は、調査、原因分析、対策の実施その他一切の対応を行わず、かつ、一切の責任がないことについて同意します。ただし、本マネージド・セキュリティ・サービスの範囲内に当該対応の一部又は全部が含まれる場合には、その範囲内においてのみ、CSC が当該対応を実施します。
5. 前二項に定めるほか、契約者は、本マネージド・セキュリティ・サービスの範囲が本仕様書に基づく範囲のみであり、その他の対応については、CSC は一切の責任を負わないことに同意します。
6. 契約者は、本マネージド・セキュリティ・サービスの提供に影響を及ぼす可能性のある契約者環境の保守、点検、停止等がある場合、CSC に対し、その 24 時間前までに通知するものとします。
7. 契約者が委託する委託先（再委託が数次にわたるときは、そのすべてを含みます。以下「契約者委託先」といいます。）の一切の作為又は不作為について、契約者に連帯責任があるとみなすものとし、契約者は、CSC の本マネージド・セキュリティ・サービス及び CSC 環境に影響を与えないように、契約者委託先を適切に管理するものとします。
8. 契約者は、本仕様書の「役割分担」で定められた契約者側の担当作業、及び、通常、契約者がその性質上作業すべきもの（以下、総称して「契約者担当作業」といいます。）を、自らの責任で実施しなければならないものとします。
9. 契約者は、CSC の本マネージド・セキュリティ・サービスの提供は、適切に契約者担当作業が行われていることが前提条件となることに同意します。
10. 契約者は、CSC による、一切の発言、提案、提供資料その他の提供情報等は、契約者に対する助言にとどまり、それらに起因する結果については、CSC は何らの義務及び責任を負担しないことに同意します。
11. 契約者は、必要に応じ、自らの責任において、従業員その他の第三者からの同意又は許諾の取得等、本マネージド・セキュリティ・サービスを受領するに当たって適用される法令上又は契約上の要件（CSC による利用環境のモニタリングに関する要件を含みますが、これに限られません。）を充足するものとします。

第4条（契約者の利用環境へのアクセス）

CSC は、本マネージド・セキュリティ・サービスを提供する上で、CSC が必要と認めた場合には、契約者

環境にアクセスし、本マネージド・セキュリティ・サービスを提供するための必要な業務を行うことができるものとし、契約者は、CSC に対し、当該アクセス及び当該業務のために必要な情報を提供し、許可をし、その他の必要な措置をとるものとします。この場合、契約者は、CSC の求めに応じ、CSC が本マネージド・セキュリティ・サービスを提供するために必要なスペース、備品等を CSC に提供するものとし、当該提供に伴う契約者の構内における電力、電話通信回線等の使用料は、契約者が負担するものとします。

第 5 条（知的財産権等）

1. 本マネージド・セキュリティ・サービスの実施の過程で又は本マネージド・セキュリティ・サービスの実施に関連して創作若しくは獲得した一切の発明、発見、創作、考案、情報等（本作成物を含みますが、これに限りません。以下「本創作物」といいます。）に関する知的財産権等は、原始的に CSC 又は CSC に許諾を与えた第三者に帰属します。
2. 前項の規定にかかわらず、関連する法令の適用によって、契約者（その役職員を含みます。）が本創作物に関する知的財産権等を保有するものと認められた場合であっても、本創作物に関する知的財産権等（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含み、関連する法令の適用によって譲渡し得ないものとされた権利を除きます。）は、その創作時に直ちに CSC に移転されたものとし、契約者は当該移転のために必要となる手続を直ちに履践するものとします。
3. 契約者は、CSC 又は CSC より許諾を受けた第三者に対して、関連する法令の適用によって譲渡し得ないものとされた知的財産権等（著作者人格権を含みます。）を行使しないものとします。
4. 前三項にかかわらず、本資料に関する知的財産権等は契約者に帰属するものとし、利用契約期間中、契約者は CSC に対し、無償かつ非独占的に、その利用を許諾します。
5. 第 1 項及び第 2 項に規定した CSC の権利を確保し、又は、その対抗要件を具備するために、契約者は、CSC が、単独で、特許出願、著作権の登録、その他の手続を遂行することに同意します。また、契約者は、CSC より別途要請があった場合には、上記の手続に関連して必要となる書類を速やかに CSC に交付し、その他必要となる協力をするものとします。
6. 本マネージド・セキュリティ・サービスの履行の過程で又は履行に関連して制作されるコンピュータ・プログラム、リソースファイル及びその他のデータ・ファイル類並びに報告書、レポート、仕様書、仕様説明書及びその他のドキュメント類で、契約者への提供が本仕様書により合意されたものに係る書面、記録媒体その他有体物の所有権は、引渡し時までに発生した利用料の完済を条件に、CSC から契約者へ移転します。

第 6 条（存続条項）

利用契約の終了後といえども、第 3 条（協力・責任）第 2 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項及び第 10 項、第 5 条（知的財産権等）、本条、並びにその他各規定の趣旨に照らし当然に存続する権利及び義務は、終了原因の如何にかかわらず、なお有効に存続します。

附則

2024 年 6 月 13 日 制定

以上